

令和7年度 遠隔点呼機器等導入促進助成事業実施要領

令和7年4月1日
一般社団法人徳島県トラック協会

1. 予算額

令和7年度 50万円

2. 助成対象

国土交通省が示している遠隔点呼における3つの要件（下記参照）を満たした上で徳島運輸支局長へ「遠隔点呼の実施に係る申請」を行い、徳島運輸支局長に「承認」された会員事業者を対象とする。

なお、下記の要件①及び②を満たすための機器・システム等の購入方法は、「買取、リース、割賦」など、どのような方法でも可能とする。

【3つの要件とは】

- ①遠隔点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件
- ②遠隔点呼を実施する場所が満たすべき施設・環境要件
- ③運用上の遵守事項

※詳細は、国土交通省ホームページの遠隔点呼実施要領を参照ください。

3. 助成額

1事業者1回に限り 10万円

4. 実施期間等

申請受付期間は、令和7年4月1日～令和8年3月3日までとする。

期間中に徳島運輸支局に受理された申請書の控え（支局受付印あり）を添付すること。

5. その他

本助成制度以外の、全ト協・徳ト協の別の点呼機器助成を使用して導入した機器及びシステムは助成の対象外とする。

※受付期間内であっても当年度の予算額に達した時点で受付を終了することとする。

遠隔点呼機器等導入促進助成金交付要綱

令和5年4月1日 制定
一般社団法人 徳島県トラック協会

（目 的）

第1条 対面での点呼と同等の確実性を担保するために、最先端の情報通信技術（ICT）を活用した高度な点呼機器の導入を促進し、適正・確実な運行管理の実施に努めることを目的とする。

（助成対象）

第2条 国土交通省が示した要件を満たした遠隔点呼機器を導入する会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成を行う。
但し、徳島運輸支局長へ遠隔点呼の実施に係る申請を行い、承認を受けた場合に限る。

（助成金の交付額）

第3条 助成金の交付額は、毎年実施要領で定めることとする。

（助成金の請求）

第4条 事業者は、毎年実施要領で定める申請受付期間中に、様式1の「遠隔点呼機器導入促進助成金交付申請書」により、添付書類とともに徳ト協に対して助成金を請求しなければならない。
但し、請求は受付順とし、予算額に達した時点で終了するものとする。

（助成金交付）

第5条 徳ト協は、前条の「遠隔点呼機器導入促進助成金交付申請書」の提出があったときは、速やかにその申請書を審査し条件に適合すると認めるときは、事業者に対して、助成金を交付する。

（その他必要な事項）

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、徳ト協が別にこれを定める。

（附 則）

本要綱は令和5年4月1日より適用する。